

# 学校体育施設開放の利用について

福井大学教育学部附属特別支援学校

- 1 地域貢献を目的とする学校体育施設の開放である。なおその際、本校の教育活動に支障のない範囲において以下の基準に従い、体育館並びに付随する施設等の貸し出しを行うものとする。

- ①障害者の福祉を目的として活動する個人もしくは団体であること。
- ②大学の附属学校であるため、大学において教育活動を行う個人もしくは団体であること。
- ③地域に対して障害者理解の一助となる活動を行う個人もしくは団体であること。
- ④その他、本校の校長が、地域貢献に資すると認める個人もしくは団体であること。

※ 上記①、②の場合の貸し出しは、無償とする。

※ 貸し出し時には、責任の所在がはっきりした成人がいることを前提とする。

※ 貸出料金は、福井大学の規定に基づく。（本校体育館の場合、1時間700円）

- 2 開放時間は次のとおりとする。ただし、本校の教育活動に支障のある場合は、この限りではない。

平日・・・午後5時より午後9時まで

土日祝祭日・・・午前9時より午後5時まで

※ 使用時間を遵守し、後始末も含めて時間内に終了すること。

※ 利用後は、地域住民の迷惑にならないよう、速やかに下校すること。

- 3 予約については、次のように規定する。

貸し出しを希望する1か月前の1日から、本校受付にて予約を受け付ける。

申込は福井大学経理課総務係を窓口とする。（27-8066）

- 4 貸出場所は次の場所とする。

体育館（更衣室、器具庫、1階トイレを含む）

地域交流棟2階 就労支援室

- 5 学校の鍵は、福井大学教育学部附属特別支援学校で保管する。ただし、使用後は、各使用団体が福井大学文京キャンパスの守衛室に返却する。

なお、特別支援学校が一斉休業の日（年末年始や盆）の際は開放はできない。

- 6 申込が重なった場合は、本校教頭を窓口として協議し調整する。

## 7 注意事項

### ① 火気厳禁とする。

- ア 冬季使用の際のストーブ等の持ち込みなど、出火原因となる危険物の持ち込みは厳禁であること。
- イ 学校敷地内は全面禁煙であること。

### ② 危険な行為は禁止とする。

- ア むやみに壁にボール等を投げつけないこと。  
(壁・掲示板および掲示物・警報機・電気コードの差し込み口・防護ネットなどに注意)
- イ 故意または過失により施設に破損が出た場合は、速やかに福井大学に届けること。  
また、附属特別支援学校にも速やかに届けを出し、破損部分の修理等について手続き(弁償)をとること。

### ③ マナーを守り、大学や附属特別支援学校の指導に従うこと。

- ア 終了後は清掃し、元の状態に戻すこと。(床、トイレ、出入り口付近等)
- イ 学校施設等使用簿に記入すること。
- ウ ゴミは必ず持ち帰り、学校のゴミ箱や学校敷地内に捨てないこと。  
(ペットボトル等のゴミが落ちていることがないようにすること)
- エ 節電節水に努め、電気(体育館内や出入り口等)の消し忘れに注意すること。
- オ 屋外で使用したシューズや備品等を体育館内で使用しないこと。
- カ 使用した場所の施錠を責任持って行うこと。(門扉の施錠も含む)

## 8 その他

使用施設について、使用前や使用中に異常が見られる(照明切れ、ガラス窓の破損、雨漏り、水漏れ、水つまり、壁の破損など)が見られる場合は、速やかに大学または附属特別支援学校に連絡をすること。

利用マナーを守らない使用者等には、以後の利用を許可しない。

担当	福井大学	経理課総務係	27-8066
	附属特別支援学校	教頭	22-6781

## 9 この規定は、平成29年3月1日より適用する。

# 学校体育施設使用上の注意

福井大学教育学部附属特別支援学校

- 1 学校体育施設開放の目的をよく理解し、利用者はお互いに協力し合って使用すること。
- 2 運動を始める前には必ず準備運動を行い、事故が起きないようにすること。
- 3 使用にあたっては、必ず大学あるいは附属特別支援学校の指示に従うこと。
- 4 運動終了後は運動用具の後始末、整理整頓、並びに使用した場所やトイレ等の清掃を行い、翌日の学校教育に迷惑をかけないようにすること。
- 5 火気には特に注意をし、出火原因となる危険物は持ち込まないこと  
(学校敷地内は全面禁煙)
- 6 使用者が施設を破損した場合は弁償の責任を負わなければならないので、責任の所在をはっきりして大学に申し出ること。
- 7 施設を出るときには、必ず消灯、施錠を確認すること。(門扉を含む)